

令和 2 年 2 月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和 2 年 2 月 2 6 日 (水曜日) 1 2 時 5 5 分 ~ 1 6 時 0 0 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

議事事項

1 令和 2 年 2 月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、一部修正のうえ、承認することを決定した。

2 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について

2 月定例会県議会に提案された 7 件の条例 (案) について、佐賀県議会議長から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第 1 号議案 佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (案)

1 制定の理由

地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の職員 (以下「地方公共団体の長等」という。) の損害賠償責任を見直すため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) が改正されたことを踏まえ、職員の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定める必要があるため。

2 制定の内容

- (1) 職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員が賠償の責任を負う額から、条例で定める額を控除して得た額について免れさせることとした。(第 2 条関係)

【一般職員の損害賠償の上限】

基準給与年額 (給与の一会計年度当たりの額に相当する額) に 1 を乗じて得た額

【参考】基準給与年額に乗じる数

(特別職) 知事 : 6 副知事・教育長等 : 4 人事委員会等の委員 : 2

(一般職の国家公務員) 警察本部長 : 2 警察本部長以外の地方警務官 : 1

- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免職及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正（附則第 2 項関係）

地方自治法の改正に伴う引用条項の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 検討内容

(1) 前記 2 (1) について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が平成 29 年 6 月 9 日に公布されており、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとされている。

これにより、条例において、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされた。

本条例案は、上記の地方自治法の一部改正に基づき制定されるものであり、これまでの住民訴訟制度における以下の課題が是正される。

- ・地方公共団体の長等がその職務を行うにつき軽過失の場合にも、違法な財務会計行為と相当因果関係が認められる損害全額について、長や職員個人の責任を追及することは個人責任として過酷であり、行政運営の萎縮につながりかねないこと。
- ・国家賠償法における公務員個人への求償責任の要件は、故意又は重過失に限定していることと比べ、不均衡であること。

また、本条例案で定める地方公共団体の長等の区分に応じて定める最低責任負担額のうち、本委員会の条例意見の対象となっている一般職員の最低責任負担額について検討するところ、当該最低責任負担額は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年 11 月 8 日公布）の「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準」に倣って定められており、同政令の「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る最低額」となっていることから、本条例案は適当と考えられる。

(2) 前記 2 (2) について

地方自治法の改正に伴う引用条項の改正であり、適当と考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第 2 号議案 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が公布され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について定める等のため。

2 改正の内容

- (1) 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第1条関係）及び佐賀県警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第4条関係）
 - ・会計年度任用職員のサービスの宣誓に関しては任命権者が別段の定めをすることができることとした。
- (2) 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第2条関係）
 - ・フルタイムの会計年度任用職員の補償基礎額を定めることとした。
- (3) 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第3条関係）
 - ・期末手当の支給対象について、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期が6月未満である者は支給対象ではないが、当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者については支給対象とすることとした。
 - ・パートタイムの会計年度任用職員のうち、日額又は時間額で報酬が支給される者の期末手当基礎額について、月額に換算することとした。
 - ・日額又は時間額で報酬が支給される者に対する報酬の計算期間その他報酬等の支給方法に関する事項について、任命権者が別に定めることとした。
 - ・会計年度任用職員が休職にされたときは、任命権者が別に定める者を除き、その休職の期間中は、いかなる報酬等（旅費に係る費用弁償を除く。）も支給しないこととした。
 - ・地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可（組合専従の許可）を受けた会計年度任用職員には、その許可が効力を有する期間は、いかなる報酬等（旅費に係る費用弁償を除く。）も支給しないこととした。
- (4) その他（附則第2条関係）
 - ・上記2（3）の条例改正において新たに項が追加されたため、佐賀県職員の育児休業等に関する条例第23条中の引用規定を整理することとした。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 検討内容

(1) 上記2（1）について

- ・本件改正案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓についてはその任用形態や任用手続に応じた方法により行うことを可能とするため、所要の規定を整備するものである。
- ・職員のサービスの宣誓については、地方公務員法第31条の規定により、条例で定めるところにより行わなければならないこととなっており、条例は新たに職員となった者について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名することとなっている（現行条例第2条）。
- ・一方、令和2年1月17日付け総行公第10号「会計年度任用職員制度の施行に向けた質疑応答の追加等について」（総務省自治行政局公務員部公務員課長通知。以下「総務省通知」という。）において、会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことを可能とする考え方が示された。

- ・以上の総務省通知を踏まえて、改正条例案第2条第2項において、会計年度任用職員のサービスの宣誓については任命権者が別段の定めをすることができる旨を定めることとしたものである。

- ・なお、改正の内容は、総務省通知において技術的助言として示された条例参考例に倣った改正となっている。

- ・以上のことから、本件改正案は適当と考えられる。

(2) 上記2(2)について

- ・地方公務員災害補償法(以下「法」という。)及び労働者災害補償保険法、その他の法律の補償対象とならない常時勤務に服することを要する地方公務員以外の非常勤職員に係る補償制度については、法第69条第1項に基づき、本条例で定めているところである。

- ・本条例において、「報酬」を支給される非常勤職員に関する補償基準額については既に規定しているが、フルタイムの会計年度任用職員は「報酬」ではなく「給料」を支給されることとなることから新たに当該職員に関する補償基準額を規定する必要がある。

- ・本件改正案で規定するフルタイムの会計年度任用職員の補償基準額は、常時勤務に服することを要する地方公務員の算出の例により定める額とされており、法第69条第3項に規定された他の補償制度との均衡の観点からも適当と考えられる。

(3) 上記2(3)について

- ・会計年度任用職員の期末手当の支給対象及び期末手当基礎額に係る改正については、常勤職員の期末手当の支給方法及び在職期間等の取扱いを踏まえ、常勤職員との権衡を図る内容となっている。

- ・日額又は時間額で報酬が支給される者に対する報酬の計算期間その他報酬等の支給方法に係る改正については、常勤職員の給料は月額であり、日額又は時間額で支給されることがないことから、その取扱いについては常勤職員と別の取扱いを定める必要があり、これを任命権者が別に定めることとするものである。

- ・会計年度任用職員が休職にされた場合の報酬等の取扱いに係る改正については、常勤職員においては、休職の期間中、給与が支給される場合があるが、会計年度任用職員においては、いかなる報酬等(旅費に係る費用弁償を除く。)も支給しないこととするものである。

これは、国の休職中における非常勤職員の給与の取扱いに準じた取扱いとするものである。

- ・組合専従の許可を受けた会計年度任用職員に係る報酬等の取扱いに係る改正については、常勤職員と同様の取扱いとするものである。

- ・以上のことから、本件改正案は適当と考えられる。

(4) 上記2(4)について

- ・佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の改正に伴う引用条項の改正であり、適当と考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第3号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

佐賀県立総合看護学院が廃止され、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）へ設置者が変更されることに伴い、県を退職し、引き続いて好生館に使用される者となった場合においては、この条例の規定による退職手当は支給しないこととする必要があるため。

2 改正の内容

職員が県を退職し、かつ、引き続いて好生館に使用される者となった場合において、好生館の退職手当に関する規程において、職員としての勤続期間を好生館に使用される者としての勤続期間に通算することと規定されており、かつ、職員がその規定の適用を受けるときは、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しないこととした。（附則第39条関係）

3 施行期日

佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（令和2年佐賀県条例第 号）の施行の日の前日

4 検討内容

佐賀県立総合看護学院が廃止され、好生館へ設置者が変更されることに伴い、県を退職し、引き続いて好生館に使用される者となる場合の当該職員の退職手当の総額について、当該条例改正を行わない場合、不利益が生じる可能性がある。そのため、好生館の退職手当に関する規程において、県職員としての勤続期間を好生館に使用される者としての勤続期間に通算されることとなる職員については、不利益が及ばないよう、本県退職手当条例の規定による退職手当は支給しないこととするものである。

なお、平成22年に県立病院好生館が地方独立行政法人化された際に、移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合として、県退職時の退職手当は支給しないこととされたところである。

以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

乙第4号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

航空機に搭乗して行う作業に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給する等のため。

2 改正の内容

（1）航空機搭乗作業手当（第2条及び第31条の5関係）

- ・職員が航空機に搭乗して行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合に、新たに航空機搭乗作業手当を支給することとし、その額は作業に従事した1時間につき2,300円を上限とすることとした。

- ・手当の1の月の支給額上限を80時間分とすることとした。
- (2) 教務手当(第4条関係)
 - ・佐賀県立総合看護学院の廃止に伴い、教務手当の対象業務から総合看護学院で行う教育指導を削除することとした。
- (3) 防疫等作業手当(第7条関係)
 - ・職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜以外のものに対する作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合に、防疫等作業手当を支給することとした。
- (4) 麻薬等監視手当(第18条関係)
 - ・覚せい剤取締法の題名が「覚醒剤取締法」に改められることに伴い、規定の整理を行うこととした。
- (5) 警務作業手当(第32条関係)
 - ・警務作業手当のうち爆発物処理等作業の手当上限額を改定することとした。
(1件又は作業1日につき4,600円 1件又は作業1日につき5,200円)

3 施行期日

上記2(1)及び(5) 令和2年4月1日

上記2(2) 佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例(令和2年佐賀県条例第 号)
の施行の日

上記2(3) 公布の日

上記2(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)第4条の規定(覚せい剤
取締法(昭和26年法律第252号)第9条第1項第2号の改正規定を除く。)
の施行の日

4 検討内容

(1) 上記2(1)について

令和2年度に予定されている防災ヘリコプターの導入により、航空機に搭乗して行う消防活動等の業務が発生することとなり、この業務の危険性、困難性、特殊性に対し、手当を新設するものである。当該手当は、警察職員に対して支給する警務作業手当の航空機搭乗作業に従事した場合に支給するもの(操縦作業に従事した職員及び整備作業に従事した職員に支給するものを除く。以下「警務作業手当」という。)に準じたものとなっている。

なお、同様の手当は国や政令市のある福岡県以外の九州各県においても支給されており、手当額については、九州各県を見ると警務作業手当の額と同額としている県が多数となっている。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、当該手当の新設については、国及び他の都道府県の手当の状況を総合的に勘案したものとなっている。

(2) 上記2(2)について

佐賀県立総合看護学院の廃止に伴い、同学院に勤務する職員に対し支給される手当について、廃止するものである。

(3) 上記2(3)について

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)において伝染性疾病に指定されている豚熱に係る作業については手当の対象としているが、家畜ではない野生いのししにおけるまん延が他県において発生したことから、本県においてこれを防止する必要が生じたため、国の改正に準じ対象となる作業を追加するものである。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、今回の改正内容は国の改正に準じた内容となっている。

(4) 上記2(4)について

法律改正に伴い規定の整理を行うものである。

(5) 上記2(5)について

爆発物処理等作業に係る手当額については、これまで国の示す地方財政計画の交付税単価を参考にしてきており、今回の手当額の見直しは地方財政計画の交付税単価に準じた額となっている。

なお、他の都道府県についても、改正後の手当額としているところが多数となっている。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、今回の改正内容は地方財政計画の交付税単価及び他の都道府県の状況を踏まえたものとなっている。

以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

乙第5号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

令和元年10月8日付け佐賀県人事委員会報告に鑑み夏季休暇の拡充を行うとともに、週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更の単位を弾力化するため。

2 改正の内容

- (1) 週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更の単位について、4時間から2、4又は6時間に弾力化することとした。(第5条関係)
- (2) 夏季休暇の日数を3日から5日に改めるとともに、取得期間を1か月延長し、7月から10月までとすることとした。(第11条関係)

3 施行期日

- 上記2(1) 規則で定める日
- 上記2(2) 令和2年4月1日

4 検討内容

勤務時間の割振り変更に関する規定については、変更単位を現行の4時間から2、4又は6時間とし、制度の弾力的な運用を可能とするため、所要の整備を行うものである。

勤務時間の割振り変更の現行の運用では、週休日に特に勤務を命ずる必要がある場合の

勤務時間に4時間に満たない時間があるときは、その時間は時間外勤務により対応せざるを得ないが、運用を弾力化し2時間単位での割振りを行うことで、4時間に満たない時間についても正規の勤務時間として勤務を割り振ることが可能となる。結果として実勤務時間の短縮を図ることができることから、公務能率の増進に資するものと考えられる。

夏季休暇に関する規定については、令和元年10月の本委員会報告を踏まえ、夏季休暇の日数を「3日」から「5日」に拡大するとともに、その取得時期を「7月から9月まで」から「7月から10月まで」に延長するための所要の整備を行うものである。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第11号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正により、週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更の単位を弾力化する（2、4又は6時間単位とする）ことに伴い、公立学校職員に対して支給する教員特殊業務手当の支給要件を変更する必要があるため。

2 改正の内容

部活動指導業務又は入学試験に係る業務に対し支給される教員特殊業務手当について、勤務時間の割振り変更の結果、正規の勤務時間が4時間以下となった日に行う業務についても、同手当の支給対象とする。（第8条関係）

3 施行期日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第 号）附則ただし書の規則で定める日

4 検討内容

- ・部活動指導業務又は入学試験に係る業務に対し支給される教員特殊業務手当については、週休日等又は割振り変更の結果、正規の勤務時間が4時間となる日を支給対象としている。
- ・現在、正規の勤務時間が4時間である日について支給対象としていることから、正規の勤務時間がこれよりも短い日を新たに支給対象とすることは適当であると考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第13号議案 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77

号)が改正されることを踏まえ、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保等を図るための措置を講ずることとするため。

2 改正の内容

教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、その定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講じるものとする(第7条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 検討内容

本条例改正案は、教育職員のサービスを監督する教育委員会(以下「サービス監督教育委員会」という。)が、公立学校の教育職員に係る時間外における在校等時間(「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に判断することができる時間をいう。)の上限時間を設け、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、所要の規定を整備するものである。

令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、同法第7条において、文部科学大臣は教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービス監督教育委員会が健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定め、公表することとされた。

これに伴い、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が令和2年1月に告示され、同指針第5(4)において、サービス監督教育委員会が定める時間外における在校等時間の上限等に関する方針の実効性を高めるため、県において条例等の整備を行うこととされた。

以上のことを踏まえて、新条例第7条において、サービス監督教育委員会はその定めるところにより教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講じるものとする旨を定めることとしたものである。

また、改正の内容は、令和2年1月17日付け元文科初第1335号「「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)において示された条例参考例に倣った改正となっている。

以上のことから、本条例改正案は適当と考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

3 一般任期付職員の任期更新承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づき、一般任期付職員の任期更新承認申請があったことについて事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

【説明】

- ・課長級 1名（更新予定期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間））

4 災害その他職員の責めに帰することができない事由に係る関係運用通知の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

（1）扶養手当の運用について（通知）の一部改正について

扶養親族届が、扶養手当の要件具備等の事実が生じた日から15日以内に提出されたときは、事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、扶養手当の支給開始又は増額改定となるが、災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が扶養親族届を提出できないと認められる期間については、この「15日」の期間に含まれないこととした。

（2）その他の運用通知の一部改正について

（1）に伴い、以下の運用通知についても、扶養手当の規定の例によることとした。

- ・住居手当の運用について（通知）
- ・通勤手当の運用について（通知）
- ・単身赴任手当の運用について（通知）

2 適用日

令和2年2月26日

5 扶養手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号)附則第4条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第41号)附則第3条に規定する扶養手当に関する特例が、令和2年3月31日で終了することに伴い、以下の改正を行うこととした。

- (1) 当該条文に係る関係規定の削除
- (2) 扶養親族届の様式の改正

2 適用日

令和2年4月1日

その他

1 行事予定について